

# 【平群町】一般不妊・不育治療費助成

平群町では不妊・不育に悩む夫婦の経済的・精神的な負担の軽減を図るために、一般不妊治療または不育治療を受けている夫婦に対して、費用の一部を助成しています。令和4年4月から不妊治療の保険適用範囲が拡大されましたが、平群町では自己負担分について引き続き助成します。



## ■助成対象者■

所得制限は、令和3年度より撤廃されました。

- ① 戸籍法上婚姻の届出をしている夫婦、事実婚の夫婦  
※事実婚の方、夫婦どちらかが町外に住民票を有する方は追加書類が必要です。
- ② 受診日に平群町に住民登録がある人
- ③ 産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標ぼうする医療機関において、不妊症と診断され治療を受けている人、医療機関で不妊又は不育症と診断され治療を受けている人
- ④ 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又は被扶養者である人
- ⑤ 夫婦のいずれもが町税を滞納していない人

## ■対象となる治療及び費用■

- ・体外受精及び顕微授精以外の不妊治療又は不育治療
- ・治療費・検査費用・薬剤費（保険適用外も含む）ただし、文書料・個室料・食事代等は除きます。

## ■助成期間■

- ・平群町で最初に一般不妊及び不育治療助成を受けた年度よりそれぞれ1子ごとに5年間

## ■助成金額■

それぞれの治療に対し1年度につき自己負担の上限50,000円まで

## ■申請方法■

- ・年度末までに保健福祉センター（プリズムへぐり）へ交付申請及び請求の手続きをしてください。
- ・申請はその年度に受けた治療に対して、1年度につき1回となります。

## ■必要書類■

- ① 平群町一般不妊・不育治療費助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- ② 平群町一般不妊・不育治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）
- ③ 医療機関等発行の領収書 ※原本が必要な場合はご自身でコピーしてご提出ください
- ④ 事実婚関係にある方は事実婚関係に関する申立書（第3号様式）及び両人の戸籍謄本が必要。
- ⑤ 夫婦どちらかが町外に住民票を有する方は、婚姻関係を証明する書類（戸籍謄本等）が必要。

※第1～3号様式は、平群町ホームページからダウンロードできます。

<持ち物>

申請の際に、加入する健康保険が確認できるもの、マイナンバーカード（もしくは通知カード）をお持ち下さい。

詳しくは平群町ホームページまたは  
保健福祉センター（プリズムへぐり）45-8600へお問い合わせください。